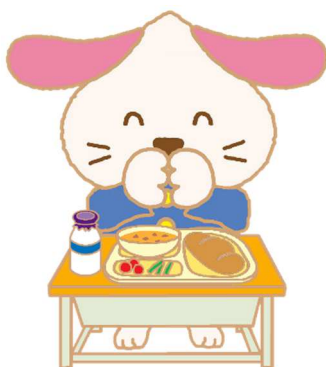


学校給食費の 公会計化に関する Q & A

令和5年10月版



岡山市教育委員会広報専門官「こらぼん♪」

～学校給食費の公会計化に関するお問い合わせ先～

岡山市教育委員会事務局 学校教育部
保健体育課 学校給食係（学校給食費担当）
〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1-1
TEL：086-803-1556（直通） FAX：086-803-1885

※本Q & Aの内容は、令和6年度以降の学校給食費に関するものです。令和5年度中の学校給食費に関するお問い合わせは、お子様の通う学校へお願いします。

目 次

1 学校給食費の公会計化について

- Q1-1 学校給食費の公会計化とは何ですか？・・・・・・・・・・・・・・・・P1
- Q1-2 公会計化により、保護者にとっては何が変わりますか？・・・・・・・・P1

2 保護者ポータルサイトについて

- Q2-1 保護者ポータルサイトとは何ですか？・・・・・・・・・・・・・・・・P1
- Q2-2 保護者ポータルサイトの登録は必須ですか？・・・・・・・・・・・・・・・・P1
- Q2-3 自宅にインターネット環境がなく、スマートフォン等も所持していないため、保護者ポータルサイトの登録ができません。どうすればいいですか？・・・・・・・・P1
- Q2-4 「保護者ポータルサイト利用登録のお願い」（封書）が届きましたが、4月から私立学校等（もしくは市外の学校）へ入学・進学する予定です。登録しなくてもよいですか？・・・・・・・・・・・・・・・・P2

3 給食申込み等について

- Q3-1 給食申込みは、なぜ必要ですか？・・・・・・・・・・・・・・・・P2
- Q3-2 現在子どもが2人以上岡山市立学校へ在籍していますが、それぞれ申込みや口座振替登録が必要ですか？・・・・・・・・・・・・・・・・P2
- Q3-3 年度の途中から市外の学校に転校する予定ですが、申込みや口座振替登録が必要ですか？・・・・・・・・・・・・・・・・P2
- Q3-4 子どもが食物アレルギーのため、給食を全部停止しています。この場合でも、申込みや口座振替登録が必要ですか？・・・・・・・・・・・・・・・・P2
- Q3-5 子どもが長期欠席中のため、給食を全部停止しています。この場合でも、申込みや口座振替登録が必要ですか？・・・・・・・・・・・・・・・・P2
- Q3-6 就学援助（または生活保護）の認定を受けています。この場合でも、申込みや口座振替登録が必要ですか？・・・・・・・・・・・・・・・・P3
- Q3-7 岡山市立学校以外（市外・私立等）に転校することになりました。どのような手続きをすればよいですか？・・・・・・・・・・・・・・・・P3
- Q3-8 食物アレルギー等についての相談は、どこにすればよいですか？・・・・・・・・P3

4 給食費について

- Q4-1 給食費は何に使われるのですか？・・・・・・・・・・・・・・・・P3
- Q4-2 なぜ給食費を支払わないといけないのですか？・・・・・・・・・・・・・・・・P3
- Q4-3 1食当たりの給食の単価はいくらですか？・・・・・・・・・・・・・・・・P3

- Q4-4 給食費の納付額はどのようにして決まるのですか？・・・・・・・・・・P4
- Q4-5 食物アレルギー等により給食を全部または一部停止する場合、給食費はどのようになるのですか？・・・・・・・・・・P4
- Q4-6 給食を食べなかった場合、給食費は減額してもらえますか？・・・・・・・・P4
- Q4-7 就学援助の認定を受けていますが、給食費はどのようになるのですか？・・・・・・・・P4
- Q4-8 就学援助が認定されるまでは、給食費は支払わないといけないのでしょうか？P4
- Q4-9 教育扶助費（生活保護費）を受給していますが、給食費はどのようになるのですか？P4

5 給食費の支払いについて

- Q5-1 給食費はいつまでに支払えばよいですか？・・・・・・・・・・P5
- Q5-2 給食費はどのように支払えばよいですか？・・・・・・・・・・P5
- Q5-3 給食費の支払いは、必ず口座振替にしないとイケませんか？・・・・・・・・P5
- Q5-4 口座振替ができる金融機関はどこですか？・・・・・・・・・・P5
- Q5-5 口座名義は保護者名義の口座でなければイケませんか？・・・・・・・・P5
- Q5-6 現在校納金（補助教材費・学年費（学級費）・校外活動費・生徒会費等）を振り替えている口座と同じ口座を指定してもよいですか？・・・・・・・・P6
- Q5-7 現在校納金を振り替えている口座を引き続き利用する場合であっても、口座振替登録は必要ですか？・・・・・・・・・・P6
- Q5-8 きょうだい全員分の給食費を、同じ口座から振り替えることはできますか？・P6
- Q5-9 口座振替登録後、すぐに口座振替ができますか？・・・・・・・・・・P6
- Q5-10 振替口座を変更したい場合はどうすればよいですか？・・・・・・・・・・P6
- Q5-11 口座残高不足により、振替ができなかった場合はどうなりますか？・・・・・・・・P6
- Q5-12 納付書はどこで支払えますか？・・・・・・・・・・P6
- Q5-13 支払いを忘れており、納付書の期限が過ぎてしまいました。納付書はまだ使えますか？・・・・・・・・・・P7
- Q5-14 納付書を紛失してしまいました。どうすればよいですか？・・・・・・・・・・P7
- Q5-15 学校に現金を持参し、給食費を支払うことはできますか？・・・・・・・・P7
- Q5-16 経済的に給食費の支払いが困難ですが、どうすればよいですか？・・・・・・・・P7
- Q5-17 給食費を滞納した場合はどうなりますか？・・・・・・・・・・P7
- Q5-18 給食費の領収書は発行してもらえますか？・・・・・・・・・・P7
- Q5-19 給食費以外の校納金の支払いはどうなりますか？・・・・・・・・・・P7



1 学校給食費の公会計化について

Q1-1 学校給食費（以下「給食費」といいます。）の公会計化とは何ですか？

A1-1 給食費の公会計化とは、学校給食（以下「給食」といいます。）の提供を受ける児童・生徒の保護者の皆様に納付いただく給食費を岡山市の予算に計上し、議会の承認を得た上で、岡山市が給食費の徴収・管理を行うことです。

なお、その目的は以下のとおりです。

- ・給食を子どもたちに安定的に供給する。
- ・市の予算に計上することで、会計の透明性を一層高める。
- ・保護者の利便性の向上を図る。
- ・学校現場の多忙化解消を図り、教職員の子どもと向き合う時間を増やす。

Q1-2 公会計化により、保護者にとっては何が変わりますか？

A1-2 主に以下の点が変わります。

- ①給食費の納付先が学校から岡山市に変わることで、岡山市への給食申込み及び口座振替登録が必要となります。
- ②岡山市が指定する金融機関での口座振替により、給食費の納付ができます。
なお、口座振替手数料は岡山市が負担しますので、保護者の皆様のご負担はありません。
- ③給食費の滞納があった場合、岡山市から連絡があります。また、滞納が長期にわたる場合等には、裁判所を通じた法的手続きをとる場合があります。
- ④「保護者ポータルサイト つばさ（岡山市学校給食用）」（以下、「保護者ポータルサイト」といいます。）を導入します。

2 保護者ポータルサイトについて

Q2-1 保護者ポータルサイトとは何ですか？

A2-1 スマートフォンやパソコン等を利用して、インターネット上で給食申込み、口座振替登録、給食費関連通知の閲覧等が可能となるWebサイトです。

Q2-2 保護者ポータルサイトの登録は必須ですか？

A2-2 登録することにより、給食申込み時のお手続きがインターネット上で可能となるなどのメリットがありますので、なるべくご登録くださいますようお願いいたします。

Q2-3 自宅にインターネット環境がなく、スマートフォン等も所持していないため、保護者ポータルサイトの登録ができません。どうすればいいですか？

A2-3 インターネット環境が無い場合は、給食申込みと口座振替登録を書面で行っていただくこととなります。必要な書面をお送りしますので、本Q&A表紙に記載のお問い合わせ先へご連絡ください。

Q2-4 「保護者ポータルサイト利用登録のお願い」（封書）が届きましたが、4月から私立学校等（もしくは市外の学校）へ入学・進学する予定です。登録しなくてもよいですか？

A2-4 現時点での登録は不要ですが、私立学校等（もしくは市外の学校）への入学・進学が確定するまでは、「保護者ポータルサイト利用登録のお願い」を保管しておいてください。今後、岡山市立学校（※）へ入学・進学されることとなった場合は、速やかにご登録をお願いします。

※給食を実施していない岡山市立学校を除く。

3 給食申込み等について

Q3-1 給食申込み（以下「申込み」といいます。）は、なぜ必要ですか？

A3-1 岡山市は、「お子様に対して、学校給食を提供すること。」を、保護者の皆様は、「岡山市に対して、給食費を支払うこと。」を、それぞれが約束するという契約関係を明らかにするためです。なお、入学時や私立・市外等からの転入時に一度申込みしていただければ、岡山市立学校に在学中は有効となります。岡山市立学校間で転校・進学した場合も、再度の申込みは必要ありません。

Q3-2 現在子どもが2人以上岡山市立学校へ在籍していますが、それぞれ申込みや口座振替登録が必要ですか？

A3-2 お手数ですが、お子さま1人ごとにお手続きが必要です。

Q3-3 年度の途中から市外の学校に転校する予定ですが、申込みや口座振替登録が必要ですか？

A3-3 4月以降に給食を食べる予定があれば、お手続きをお願いします。

Q3-4 子どもが食物アレルギーのため、給食を全部停止しています。この場合でも、申込みや口座振替登録が必要ですか？

A3-4 今後、一部でも給食を再開することとなった際のお手続きをスムーズにするため、なるべくお手続きをお願いします。なお、申込みや口座振替登録をした場合でも、全部停止の届出をされている場合、給食費の支払いはありません。

Q3-5 子どもが長期欠席中のため、給食を全部停止しています。この場合でも、申込みや口座振替登録が必要ですか？

A3-5 給食を再開する際のお手続きをスムーズにするため、なるべくお手続きをお願いします。なお、申込みや口座振替登録をした場合でも、全部停止の届出をされている場合、給食費の支払いはありません。

Q3-6 就学援助（または生活保護）の認定を受けています。この場合でも、申込みや口座振替登録が必要ですか？

A3-6 就学援助（または生活保護）の認定を受けている期間については、給食費の支払いはありませんが、給食の提供を受けるためには申込みが必要です。また、申請後、認定されるまでの期間や、取消・廃止等となった場合には給食費の支払いが発生しますし、過払いが生じた場合の還付先口座としても使用しますので、口座振替登録もお願いします。

Q3-7 岡山市立学校以外（市外・私立等）に転校することになりました。どのような手続きをすればよいですか？

A3-7 「岡山市学校給食変更届（※）」を、転校等による給食停止を希望される日の5日前（土・日・祝等の学校休業日を除く）までに、学校へご提出ください。書面の提出が遅れ、食材の発注が止められなかった場合は、給食費をお支払いいただくこととなりますので、お早めにお手続きをお願いします。

※令和6年度以降に使用する様式です。

Q3-8 食物アレルギー等についての相談は、どこにすればよいですか？

A3-8 お子さまが通う学校にご相談ください。

4 給食費について

Q4-1 給食費は何に使われるのですか？

A4-1 保護者の皆様にお支払いいただいた給食費は、給食に使う食材料費等に充てています。なお、給食を作るために必要な調理場施設・設備の整備費、人件費、消耗品費等は岡山市が負担します。

Q4-2 なぜ給食費を支払わないといけないのですか？

A4-2 学校給食法において、給食費は保護者の負担と定められています。給食費をお支払いいただけないと、食材料費等を購入するお金が不足し、給食の運営が難しくなりますので、納期限内に納付をお願いします。

Q4-3 1食当たりの給食の単価はいくらですか？

A4-3 令和6年度の単価は積算中です（令和5年10月現在）。令和5年度3学期中に決定し、改めてお知らせします。



Q4-4 給食費の納付額はどのようにして決まるのですか？

A4-4 給食費の納付額は、各学校の学年ごとに予定喫食数に応じた年間予定納付額を設定し、それを年10回に分けて納めていただくことになります。（毎年6月に各期の納付額と納期限をお知らせします。）

期別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
納期限	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末

※納期限が金融機関の休業日となっている場合は、翌営業日になります。

※口座振替日は、各期の納期限と同日です。

Q4-5 食物アレルギー等により給食を全部または一部停止する場合、給食費はどうなるのですか？

A4-5 食物アレルギー等により給食を一部停止する場合、給食単価から、減額対象（主食、牛乳、副食）の金額を減じた上で、給食費を決定します。また、給食を全部停止する場合は、給食費のお支払いはありません。なお、食物アレルギー等により給食を全部または一部停止する場合は、早めに学校へ相談してください。（事前の届出が必要です。）

Q4-6 給食を食べなかった場合、給食費は減額してもらえますのですか？

A4-6 急な発熱やケガ等で学校を欠席される場合は、食材の発注を変更できないため、減額の対象になりません。ただし、学級閉鎖等で、事前に食材の発注を止めることができた場合は、その食材に係る費用を減額し、第10期の給食費で調整します。

また、入院等で長期欠席する場合、停止を希望する日の5日前（土・日・祝等の学校休業日を除く）までに、「岡山市学校給食変更届（※）」を学校へ提出してください。停止期間中の給食費について調整します。

※令和6年度以降に使用する様式です。

Q4-7 就学援助の認定を受けていますが、給食費はどうなるのですか？

A4-7 就学援助の認定を受けられている方の給食費は、就学援助費から直接振り替えられますので、お支払いいただく必要はありません。

Q4-8 就学援助が認定されるまでは、給食費は支払わないといけないのでしょうか？

A4-8 認定されるまでの期間は、給食費をお支払いいただく必要があります。なお、就学援助が遡って認定された場合、過払いとなった給食費は登録されている口座へ還付します。

Q4-9 教育扶助費（生活保護費）を受給していますが、給食費はどうなるのですか？

A4-9 教育扶助費を受給されている方の給食費は、教育扶助費から直接振り替えられますので、お支払いいただく必要はありません。

5 給食費の支払いについて

Q5-1 給食費はいつまでに支払えばよいですか？

A5-1 各期の納期限は、A4-4に記載の表をご参照ください。

Q5-2 給食費はどのように支払えばよいですか？

A5-2 原則として、口座振替によるお支払い（口座振替手数料は岡山市が負担）となります。やむを得ず口座振替登録をされていない方には、納付書を送付します。

Q5-3 給食費の支払いは、必ず口座振替にしないといけませんか？

A5-3 払い忘れを防ぐためや、毎回納付書でお支払いいただく手間を省くために、口座振替をおすすめしています。また、登録された口座は給食費が過払いとなった場合の還付先にもなりますので、スムーズな還付手続きのためにも、事前のご登録をお願いします。

Q5-4 口座振替ができる金融機関はどこですか？

A5-4 以下の表に記載の金融機関が利用できます。なお、どの金融機関においても口座振替手数料は岡山市が負担しますので、保護者の皆様のご負担はありません。

口座振替取扱金融機関	
銀行	中国銀行、トマト銀行、広島銀行、鳥取銀行、山陰合同銀行、百十四銀行、四国銀行、伊予銀行、阿波銀行、西日本シティ銀行、もみじ銀行、香川銀行、高知銀行、愛媛銀行、みずほ銀行（※1）、三井住友銀行（※1）、三菱UFJ銀行（※1）
信用金庫	おかやま信用金庫（※2）、吉備信用金庫（※1）、備前日生信用金庫（※1）、
信用組合	笠岡信用組合（※2）、横浜幸銀信用組合（※2）、朝銀西信用組合（※2）
その他	岡山市農業協同組合、晴れの国岡山農業協同組合、中国労働金庫（※1）、ゆうちょ銀行

※1の金融機関は、Web 口座振替登録ができないため、金融機関窓口でのお手続きとなります。登録を希望される方には「口座振替納付依頼書」の用紙を送付いたしますので、本Q&A表紙に記載のお問い合わせ先へご連絡ください。

※2の金融機関は、12月中にWeb 口座振替登録が可能となる予定です。登録可能となりましたら、改めて保護者ポータルサイトにてお知らせします。

Q5-5 口座名義は保護者名義の口座でなければいけませんか？

A5-5 保護者名義に限らず、児童生徒ご本人やご家族名義の口座もご登録いただけます。

Q5-6 現在校納金（補助教材費・学年費（学級費）・校外活動費・生徒会費等）を振り替えている口座と同じ口座を指定してもよいですか？

A5-6 岡山市が指定する金融機関（A5-4参照）であれば、校納金を振り替えている口座と同じ口座でも構いません。

Q5-7 現在校納金を振り替えている口座を引き続き利用する場合であっても、口座振替登録は必要ですか？

A5-7 必要です。公会計化に伴い、給食費の振替先が学校から岡山市の口座に変わるため、現在と同じ口座を使用される場合であっても、お手数ですがお手続きをお願いします。

Q5-8 きょうだい全員分の給食費を、同じ口座から振り替えることはできますか？

A5-8 可能です。なお、口座振替登録手続きはお子様ごとに必要となります。

Q5-9 口座振替登録後、すぐに口座振替ができますか？

A5-9 金融機関にもよりますが、1か月以上かかる場合がありますので、お早めのお手続きをお願いします。なお、書面による口座振替登録の場合は2か月程度かかる場合もあります。

Q5-10 振替口座を変更したい場合はどうすればよいですか？

A5-10 保護者ポータルサイトからお手続きが可能です。書面による変更の場合は、本Q&A表紙に記載のお問い合わせ先へご連絡ください。必要な書面をお送りします。なお、変更の場合もA5-9の記載と同様の期間を要します。

Q5-11 口座残高不足により、振替ができなかった場合はどうなりますか？

A5-11 再振替は行いません。振替日から1か月以内に納付書を同封した督促状がご自宅に届きますので、納付書払いをお願いします。

Q5-12 納付書はどこで支払えますか？

A5-12 以下に記載のコンビニエンスストアもしくはスマートフォン決済でお支払いください。なお、金融機関や市役所・区役所等窓口、学校でのお支払いはできませんので、ご注意ください。

【コンビニエンスストア】

MMK設置店、くらしハウス、スリーエイト、生活彩家、セイコーマート、セブン-イレブン、タイエー、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ハセガワストア、ハマナスクラブ、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストアー、ローソン、ローソンストア100

【スマートフォン決済】

PayPay 請求書払い、LINE Pay 請求書支払い、d払い 請求書払い、au PAY（請求書支払い）、J-Coin 請求書払い、Pay B

Q5-13 支払いを忘れており、納付書の期限が過ぎてしまいました。納付書はまだ使えますか？

A5-13 期限が過ぎた納付書は使用できませんので、本Q&A表紙に記載のお問い合わせ先へご連絡ください。納付書を再発行し、送付いたします。

Q5-14 納付書を紛失してしまいました。どうすればよいですか？

A5-14 納付書を紛失された場合は、本Q&A表紙に記載のお問い合わせ先へご連絡ください。納付書を再発行し、送付いたします。

Q5-15 学校に現金を持参し、給食費を支払うことはできますか？

A5-15 令和6年度以降の給食費は、学校への納付ができません。ただし、令和6年度以降に、令和5年度までの未納給食費を支払う場合は、お子様の通う学校へお願いいたします。

Q5-16 経済的に給食費の支払いが困難ですが、どうすればよいですか？

A5-16 支給要件に該当すれば、就学援助を受けられる場合があります。申請を希望される方は、お子さまの通う学校か、岡山市教育委員会就学課（086-803-1587）にご相談ください。

Q5-17 給食費を滞納した場合はどうなりますか？

A5-17 納期限までにお支払いが確認できない場合は、督促状や催告書を送付します。それでもお支払いいただけない場合は、法的措置など適切に対処させていただく予定です。

Q5-18 給食費の領収書は発行してもらえますか？

A5-18 口座振替により給食費をお支払いいただいた場合、領収書は発行されませんので、「学校給食費決定通知書」（6月に送付予定）や通帳記帳等によりご確認ください。どうしても領収書が必要な場合は、納付書でコンビニエンスストアにてお支払いください。

Q5-19 給食費以外の校納金の支払いはどうなりますか？

A5-19 補助教材費・学年費（学級費）・校外活動費・生徒会費などは、令和6年度以降もこれまでどおり各学校で集金を行います。給食費以外の校納金に関するご質問がありましたら、お子様の通う学校へお問い合わせください。

